

學 則

東京療術学院

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 2-14-3

TEL 03-3375-1892

ホームページアドレス <http://www.ryojutsu.co.jp>

第一章 目的及び使命

東京療術学院（以下「本学院」と言う）は、“療術”に関する専門学院であり東洋医学・基礎医学，整体・カイロプラクティック，心理療法，薬餌療法，運動療法，物理療法などを教え、人格、技能、経営全般にわたり、社会的に独立できる療術師の育成を目的とし、“療術”の普及に貢献することを使命とする。

第二章 修学方法及び受講年限

第1条 （修学方法）

本学院における修学は単位取得制とし、以下の方法から自由に選択及び組み合わせて通学する事ができる。

昼間通学

夜間通学

土曜・日曜通学

第2条 （受講年限及び在学期間）

選択するコースにより所要時間数は異なるが卒業までの標準的な学科・実技の受講年数は1～2年とする。

学生証等の更新は発行日より3年とする。

第3条 （入学と卒業）

入学は欠員がある限り随時行い、卒業は各科の必須全科目単位修得後の3月を卒業時とする。但し、諸事情により日程を変更する場合がある。

第4条 （入学の資格）

本学院の入学資格の条件は、原則として次の各項のいずれか1つに該当する者とする。

- I. 中学校卒業者
- II. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者。
- III. 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学院が認めた者。

第5条 （休校日）

本学院における休校日は原則として下記の通りとする。

- I. 国民の祝日
- II. 年末年始休業
- III. その他学院の定めた日

前項の規定にかかわらず、天災等、特別の場合は臨時に休校とすることがある。

第6条 (授業時間)

授業時間は原則として下記の通りとする。

(平日) 9:30～11:20 11:30～13:20 14:00～15:50

14:30～16:20 16:00～17:50 18:00～19:50

19:00～20:50

(土日) 9:30～11:20 11:30～13:20 13:30～15:20

15:30～17:20 17:30～19:20

上記規定にかかわらず特別講座等、必要に応じて時間を変更することがある。

第7条 (履修の方法)

学生は指定された日時に於いて授業科目を履修しなければならない。但し病気や怪我で欠席する場合で診断書が提出された場合は、日数などに応じて個別に対応する。

第8条 (単位の計算方法)

授業は原則として1時間50分を1単位とする。

第9条 (単位の取得)

- I. 各授業科目を履修した者には、当該授業科目の担当講師が認定のうえ、単位を授与する。
- II. 単位の認定は、試験、論文によるものもあり、その方法は各授業科目別に学院長が定める。

第 10 条 （授業の変更）

- I. 専攻中の授業を他の授業に変更する場合は事務局へ届出のうえ許可を受けなければならない。
- II. 担当講師は健康上またはその他の理由でやむを得ず変更する場合があります。

第 11 条 （編入）

所属するコースから他のコースに編入を願い出る場合、入学試験は免除する。

第 12 条 （試験各種の時期）

入学から卒業までには下記の試験を実施し、これに合格しなければならない。

- I. 学科は学科修了時における学科修了試験、実技は実技修了時における実技修了試験を実施し、両試験に合格した者は卒業試験を受ける資格を有する。
- II. 卒業試験及び卒業面接試験は卒業式の原則約 1 箇月前とする。但し各科担当講師及び学院長が必要と認めた場合、臨時に行う場合がある。
- III. 試験で不合格と認められた者に対して役員、教務、担当講師協議の上、再試験を実施する。

第 13 条 （試験の評価）

試験の評価は、各科目とも 100 点満点中 60 点以上を合格とし、59 点以下は不合格となる。59 点以下の科目においては追試験を受けることができる。その場合、卒業試験追試のための追試受験料を払わなければならない。

第 14 条 （卒業の条件）

- I. 本科を卒業するために、学生は解剖・生理などの基礎医学及び東洋医学の基礎理論、物理療法、実技、法規、経営学職業論、インターン総論など各学部所定の必須科目単位数を修得し、卒業試験と卒業論文、卒業面接試験に合格しなければならない。
- II. 総合コース等の複合科は、原則として全科を取り終えないと卒業できない。

第 15 条 （東日本療術師協会認定の条件）

本学院の在校生及び卒業者は東京療術学院での推薦と諸手続をもって協会員としての認定を受ける事が出来る。健康上の理由、その他の理由で健全な施療活動が不可能であると理事会が判断した場合、認定を見合わせることもある。

第 16 条 （認定証・卒業証書授与及び卒業式の日時）

- I. 第 9 条・第 14 条の条件を満たした者に対し、東京療術学院の卒業証書及び東日本療術師協会の認定証が授与される。
- II. 卒業証書授与式は、毎年 3 月とし、本科・専科合同で行う
但し、諸事情により日程を変更する場合がある。

第 17 条 （休学及び復学）

- I. 疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上
修学する事ができない者は、許可を得て休学することができる。但し、休学中であっても東日本療術師協会に
対する月会費は原則納入する。
- II. 休学は原則 1 年以内とする。但し特別の事情がある場合は
引き続き許可を願い出る事が出来る。
- III. 休学期間は、第 2 条に規定する在学年数に算入しない。

第 18 条 （疾病による休学及び退学）

- I. 疾病（精神的・身体的）により修学の継続が難しいと想定
される場合は医師による診断書の提出を命じることがある。
- II. 疾病（精神的・身体的）により修学の継続が著しく困難と
判断される場合は休学を命じることがある。

Ⅲ. 疾病（精神的・身体的）により 3 年の休学期間経過後もなお修学の継続が著しく困難と判断される場合、及び他の学生の修学の妨げとなると判断される場合は、退学を命ずることがある。

第 19 条 （自主退学）

疾病、その他やむを得ない事由により退学しようとする者は事由の詳細を報告の上、許可を得なければならない。

第 20 条 （自主退学後の復学）

一度自主退学した場合、復学することができる。

この場合は、事務手数料として定められた学籍復活手数料を支払う。

第 21 条 （学費の返還）

既納の受験料、入学料及び授業料は返還しない。学費返還の取り決めは、入学時の誓約書及びキャンセルポリシーの取り決めに従うものとする。

第 22 条（除籍）次の各項の一つに該当する者は除籍とする。

I. 死亡した場合。

II. 暴力行為、倫理に反する行為、他の学生に迷惑を及ぼす恐れのある行為を行った場合。

III. 犯罪行為（含ストーカー行為）を行った場合。

IV. 東日本療術師協会を退会する場合。

第 23 条 （妊娠中の受講について）

妊娠中の受講については以下のとおり制限する。

○妊娠中でも受講できる科目

東洋医学・基礎医学・臨床医学・インターン総論・法規・
職業論経営・会計基礎・心理療法・心理症例・薬餌療法・
運動医療・食コーチング・フラワーレメディアー

第三章 職責及び組織

第 24 条 （職責及び組織）

本学院に次の職責を置く

名誉学院長/副学院長/特別顧問／顧問

理事長/事務局長/専任講師/事務局職員

その他職員

第 25 条 （理事会）

重要な事項を審議する為に理事会を置く。

第 26 条 （審議事項）

理事会及び教職員会は、次の事項を審議する。

- I. 講師の人事に関する事。
- II. 学生の履修・卒業・編入・退学及び除籍に関する事。
- III. 学則、その他、学院規定に関する事。
- IV. 教育内容、講演、その他特別授業に関する事。
- V. 学院長の諮問した事。

第四章 賞 罰

第 27 条 （賞に関する事）

- I. 本学院の学生にあつて、品行学業共に優秀で、他の学生の模範となる者には表彰を行う。
- II. 表彰は原則として卒業式の際に行う。

第 28 条 （懲戒）

- I. 本学院の学生であつて、学院学則その他本学院の定める諸規定に違反し、又は学生の本分に反する行為のあつた者は懲戒する。
- II. 懲戒は、戒告又は、退学とする。
- III. 懲戒手続きについては別に定める。

第五章 開業及び就職

第 29 条 （門標・ロゴの使用及び開業相談）

- I. 学生が開業するに当り、本学院が指導する施療技術及び施療設備を充分満たし、正しい施療活動が運営されると認めた時には当学院及び上部団体である東日本療術師協会の門標、ロゴマーク他を使用する事が出来る。
- II. 本学院に於いて学生からの希望があれば施療院開設に伴うアドバイスをを行う。
- III. 上記 I 項に関する規定は別に定める。

第 30 条 （就職の紹介）

- I. 就職に関して学生よりの希望があれば就職の紹介を行う。
- II. 就職は学生本人の人格・技能により求人先が選考するもので、就職を約束するものではない。
- III. 求人先店舗での就職、アルバイト、採用活動中に、関係を悪化させる行為や言動を禁ずる。
- IV. 事務局が他の学生及び求人先へ不利益になると判断した場合には就職の紹介を行わない。

第六章 遵守事項

第 31 条 (遵守事項)

一、授業開始時間までに必ず登校し、授業が終了したら速やかに下校する。学院の閉館時刻は

平日（月曜日～金曜日）21 時 00 分

土曜日 19 時 30 分 日曜日 18 時 00 分

※別途、時間割により変更する場合もある

一、止むを得ない事情により欠席、遅刻、早退する場合は、その届け出を提出する。緊急の欠席、遅刻の場合は、始業時前までに事務局に連絡する。

一、白衣に悪臭やフケ、脂汚れ等があり、周囲の学生に不快な思いを与えると事務局が判断した場合、授業に参加が出来なくなる事がありうる。

一、アレルギー症状のある学生に考慮し、学院内では匂いの強い香水の使用を禁ずる。

一、実技の授業には施術着の着用を要する。

一、アクセサリ類（腕時計・ネックレス・ピアス・指輪等）の着用を禁ずる。

一、講師との私的授業やメール・SNS 等による個人的な交流を禁ずる。

- 一、登校の際は、必ず事務局へ学生証を提出し下校時に持ち帰る。
- 一、受講に当っては、必ず受講カードを提示し、担当講師の確認印を得る。
- 一、学院内及び近隣は全て禁煙とする。
- 一、受講風景などの写真・ビデオ撮影及び録音は原則禁じる。
- 一、授業中は、担当講師の指示・指導を遵守し、私語を慎む。
また、他の学生に対する迷惑行為を慎む。
- 一、授業開始時刻から終業時刻までは退室しない。やむを得ない事由で退室しなければならない時は、担当講師の許可を得る。
- 一、学生の立ち入りが禁止されている事務局内、教員室へはむやみに立ち入らない。開業や、受講上必要と思われる相談については、事前に願い書を提出し、指定された場所で行う。
- 一、療術師としての信頼は礼儀正しさ、節度ある行動から得られる。よって講師、職員、来客、学生同士も積極的に挨拶を交わすよう心がける。自己の立場をわきまえ、お互いの人格を尊厳しあって受講する。
- 一、授業中・休憩時間を問わず、他の受講生の同意を得ずにみだりに体に接触又それに類する行為に及ぶことは禁止する。
- 一、授業単元内容に直接関係のない質問は慎む。別途、質問内容及び時間等を申請する。

一、協会員同士でのメールや SNS などでの交流を含む

個人的な交際及び個人情報の交換をする場合、秩序・法令を遵守し、個人の責任において行うものとする。

一、メールや SNS 等の交流や交際については、

推奨しないうえ、本学院は一切の責任を負わないものとする。

一、インターネットや SNS 上での東京療術学院への誹謗、中傷及び本学院に関わる講師、職員、在校生、卒業生など個人への誹謗、中傷を禁ずる。

なお、改定後の最新版を常に確認することとする。

以上の事項を遵守できない場合は第 22 条第Ⅱ項の倫理に反する行為と見做し、学院・協会を除籍とする。

附 則

この学院学則は 1998 年 4 月 1 日より施行する

改 訂 2001 年 11 月 1 日

改 訂 2005 年 10 月 1 日

改 訂 2007 年 1 月 20 日

改 訂 2008 年 3 月 10 日

改 訂 2009 年 11 月 1 日

改 訂 2012 年 11 月 1 日

改 訂 2014 年 5 月 13 日

改 訂 2016 年 11 月 1 日

改 訂 2017 年 6 月 30 日

改 訂 2018 年 3 月 31 日

改 訂 2018 年 7 月 17 日

改 訂 2021 年 9 月 7 日

改 訂 2021 年 12 月 1 日

改 訂 2022 年 4 月 13 日

この学則は、新校舎移転に伴い 2021 年 9 月 7 日より施行する。

ただし、今後とも必要に応じて改定するものとする。